

第 31 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

1. 日時:平成 21 年 2 月 25 日(水) 16:00~17:02
2. 場所:内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員:大森委員長、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、小町谷委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、外園委員、渡邊委員

4. 議事次第

(1)委員長の互選等について

- ①新委員の紹介
- ②委員長の互選
- ③委員長代理の指名

(2)(独)国立公文書館について

- ・中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組

(3)(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構について

- ①中期計画の一部変更
- ②次期中期目標(案)

(4)今後の予定について

5. 議事

○市川政策評価広報課長 それでは、ただ今から第 31 回評価委員会を開催させていただきます。

本日の委員会は定足数を満たしておりますので、議事を進めさせていただきます。最初に、大森委員長におかれては、2月 14 日付で委員の任期が満了いたしました。本日、新たな委員長が互選されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきたいと存じます。

なお、このたび任期満了を迎えられた大森委員、外園委員の両委員におかれては、2月 15 日付をもちまして引き続き御就任いただけることとなりましたので、御報告いたしますとともに、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、委員の交代がございました。加藤陽子委員の後任といたしまして、中央大学法学部准教授の野口貴公美委員に就任いただくことになりましたので、御紹介させていただきます。野口委員には、国立公文書館分科会を担当いただきます。よろしくお願いいたします。

○野口委員 中央大学法学部の野口と申します。このような重要なお仕事の場に参加をさせていただけますことを大変光栄に思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市川政策評価広報課長 では、よろしくお願いいたします。

それでは、評価委員会令第 4 条第 1 項に基づき、委員長の互選を行っていただきたいと存じます。僭越ではございますけれども、委員長には引き続き大森委員にお願いするということについてはいか

がでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川政策評価広報課長 ありがとうございます。それでは、そういうことで御賛同いただきましたので、大森委員には引き続き委員長をお願いいたします。

では、委員長、恐縮でございますけれども、こちらの委員長席へお移りいただいて、議事の進行をお願いいただければと思います。

○大森委員長 一言ごあいさついたしますけれども、私は個人的には異議があるんです。前から言っているんですけれども、ちょっといろいろ事情がございます、この場ではお話しできませんけれども、諸般の事情ということになるでしょうか、やむを得ずもうしばらくおつき合いをさせていただくことになりました。皆様方の御協力を得られませんとこれはできませんし、各分科会ごとに作業していただいておりますので引き続きよろしくをお願いいたします。

今日、私がこういう形で委員長を引き受けますので、できれば引き続き委員長代理を外園先生にお願いしたいと思っておりますけれども、本日、本人がまだおいでになりませんので、もし御欠席でしたら、次回に諮らせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 では、そういうふうにさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきますけれども、国立公文書館の関係からさせていただきます。国立公文書館は第2期の中期目標期間が来年3月末に終了いたしますので、このため、今年の夏、組織及び業務の見直しにつきまして仮評価を行う必要がございます。したがって、その方法等について事務局から御説明をいただきます。

○市川政策評価広報課長 私の方から説明させていただきます。

国立公文書館につきまして、来年の3月末で第2期の中期目標期間が終了いたします。これに伴うスケジュールとしては、計画が終了しようとする年度の夏、つまり公文書館については今年の夏に中期目標期間の仮評価を行っていただきます。この仮評価を踏まえて、主務大臣が予算要求などを行います。その後、所要の予算編成プロセスを経て、来年の3月ごろに主務大臣が次期中期目標を評価委員会の意見を伺った上で策定します。そして、4月から新しい中期目標期間が開始されるということになります。

中期目標期間終了時の業務は評価委員会の役割ということになっているんですけれども、これまでと同様に、担当する分科会におきまして、年度の業務評価と併せて中期目標期間の仮評価の原案を作成いただくことが効率的ではないかと思います。このため、第1期終了時に、まず夏までに公文書館分科会におきまして中期目標期間の仮評価の原案を作成いただいて、それを8月の評価委員会で審議いただいた上で評価を決定いただくという進め方でよろしいかをお諮りさせていただきたいというのが第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、資料3をご覧くださいと思うんですが、これが仮評価のためのフォーマットでございます。中期目標期間のうち4年度分、つまり平成17から20年度の業務実績に関する仮評価を今年の夏行っていただくための評価表のフォーマットでございます。これは第

1期の仮評価でも使用したのと同じ様式でございまして、これは毎年の年度評価の総合評価表を基に作成しておりますけれども、この様式で仮評価を今年の夏に行うことにしてよろしいか、併せてお諮りさせていただくというのが第2点でございます。

なお、このフォーマットにつきまして、23日、今週の月曜日に行われました公文書館分科会におきまして、了解されておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。今御説明がございましたように、まず公文書館分科会におきまして仮評価の原案は作成していただいて、ここへ出していただく。そして審議の上、評価を決定するという手順でございまして、それは今までと同じやり方をとらせていただくということが一つと、分科会の方ではこの様式で仮評価を行うというふうに御相談されたそうですので、特段に委員の方から御異存がなければ、これで分科会の方で作業していただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 では、この件については御了解いただいたことにいたします。ありがとうございます。

それでは、次に、中期計画の一部変更がございます。まず沖縄振興局から御説明いただきます。

○城沖縄振興局事業振興室長 担当の参事官の城と申します。よろしく願いいたします。まず、中期計画の一部変更ということで御説明させていただきます。資料4-1、資料4-2でございます。資料4-1は変更の要点を記載いたしております。

今回の変更につきましては、平成20年度の補正予算の第1号のときにも約40億追加をいただいたのですが、第2号の補正予算におきましても追加をいただきましたので、その関係の修正でございます。

資料4-2をご覧くださいと思います。1ページ目は予算と施設の計画が別紙の方にあるということの記載でございまして、2ページ以降がその具体的な内容になっております。

2ページで中期計画予算を記載いたしております。左右対照していただきますと、施設整備費の補助金のところを増額させていただいております。それから、その施設整備費補助金の1つ上に設備整備費補助金というのを新規に創設いたしております。これは、今回の補正予算におきまして、内容的にはこれまで研究棟を3つ作るようになっておりましたが、その第1研究棟の予算に加えまして、今回の補正で第2研究棟に着手するための予算をいただいたものでございます。この関係の経費で、合計いたしますと42億5,000万円程度の措置がされましたので、これを反映いたしております。設備整備費につきましては、機器の一部、顕微鏡等々という感じだったと思いますが、設備として購入するための資金でございます。

3ページの別紙2をご覧ください。ここで、その関係で額とともにその趣旨を記載いたしております。これは今回の補正予算第2号におきまして追加措置されたもの、これは設備整備費補助金と施設整備費補助金でございますが、これは補正予算の全体の柱立ての中に生活対策というのがございまして、その生活の中でノーベル賞を受賞するような研究開発を促進するための措置ということでいた

いたものでございます。これを認識して活用することという柱書きを追加いたしております。

めくっていただきまして、3ページの別紙3、5ページの別紙4でございます。ここで、資金計画につきましても、これに合わせる形で修正をいたしております。

中期計画の一部変更につきましては、以上でございます。

○大森委員長 今の御説明で、中期計画の一部変更、予算に伴う措置ということでございますので、特段に問題はないと思えますけれども、私どもとしてはこれを了承するというところでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、了承することいたします。

次は、中期目標案につきまして御審議いただくこととなります。通則法によりますと、主務大臣は中期目標を定めるに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないというふうにされています。主務大臣の事務を担当する沖縄振興局からまず説明を受けまして、その後、案の御検討をいただいております沖縄機構分科会の平澤分科会長から御発言いただいて審議をするというふうにさせていただきます。

では、振興局からお願いします。

○城沖縄振興局事業振興室長 御説明させていただきます。これにつきましては資料の5と、その後ろに別紙がついているかと思えます。これがセットで、本体の中期目標の別紙として用意しているものでございますが、この2つがございます。あと、関連でございますが、現状につきまして資料6として添付させていただいておりますので、これはこれで別途御参照いただければと思えます。

資料5について御説明をいたします。まず、沖縄機構につきましては、この機構そのものは大学院大学を沖縄に開学する準備のための独立行政法人ということで設置されております。次期中期目標期間につきましては、大学開学に向けた最終的な準備期間ということになってございます。大学の開学は24年度開学ということを目指しておりますので、次期中期目標の期間につきましても24年3月まで、要するに23年度いっぱいということで3年間を定めておりますが、この3年間に大学院大学の開学に向けて行うべき事業、この目標を示すものでございます。

この目標につきましては、一昨年の12月から内閣府、文部科学省、財務省等々の関係府省と連絡会議を設置いたしまして、1年間、特に開学に向けた取組の関係で検討を進めてきておりまして、その結果も踏まえまして案を作って定めているものでございます。

それから、大学院大学の在り方につきましては、これは先ほどの別紙の方にまとめているものでございますが、経緯といたしましては、昨年7月に沖縄機構の運営委員会におきまして、青写真という形でどんな大学にするかという検討結果をいただきました。その後、政府の方におきまして検討して、昨年12月に関係閣僚申し合わせという形で、学校法人の形態で設立すること、それから沖縄振興という観点から特別な財政支援を行うといったこと、こういったことが申合せをしております。これにつきましては、先ほどの資料6に、後ろの方に添付をいたしております。

その申合せでは、今の国会に関連法案を提出することも目指すということになっておりまして、現在その準備を私どもの方でしておりまして、固まりましたら委員の先生方にも内容をお知らせできる

と思います。

中期目標の方の御説明に入らせていただきます。この中期目標は、先ほど申しましたように、この期間中に開学準備をするということがございますので、先ほど申し上げた青写真とか閣僚申合せに記載されている内容等も踏まえて、この期間にどういう大学を目指して準備をするかという観点から、先ほどの別紙の開学時の姿というのをつけるという、ちょっと変則でございますが、そんな構成にさせていただきます。

まず、この本文の新旧対照表の方で書いてある部分の概略を御説明したいと思います。まず、現行中期目標と次期中期目標を対比しておりますが、内容的には相当追加した部分がございますので、特に変更部分に下線を引くといったことはしておりません。下線だらけになってしまいますので、申し訳ございませんが、全体を通じての説明にさせていただきます。

前文におきましては、この大学院大学はどういったものを目指しているのかというところの記載をいたしております。特に沖縄振興に資するということを書くようにということで分科会の方でも御意見をいただきましたので、そういったことも加えて、下から2段目あたりに、沖縄の自立的発展に資する、どういう趣旨で資するかということに記載いたしております。それから、この大学院大学というのはどういったものかというのを5つの基本理念というのを書いてございますが、世界最高水準等々の基本理念を掲げた、こういった大学を目指すということに記載いたしております。

それから、2ページ目でございます。機構はこの構想を推進する主体ということで進めてきたということ、これまでのことを踏まえて、第2期、これから定める中期目標の期間でございますが、第2期においてはこの成果の上に立って大学院大学の実現を期するということで、着実に設置準備を進めると。それから、21年度、先ほど申し上げた補正予算の前の1次の補正予算で、新キャンパスが21年度に入れるようになるという状況になりましたので、こういったことを受けて、優れた学生の受入れを拡大する、こういったことを充実を図るようということを書いてございます。

それで、この中期目標というのはこういった考えを基に策定しているんだということ、そして世界最高水準の教育研究を行う大学院大学の礎を築くということのためにやる、そういった有意な先行事例の一つとなることを期待するということを言っております。

一番下の中期目標の期間につきましては、申し上げましたように、24年3月、これは24年度開学を目指すということで進めておりますので、その間の3年間ということでございます。仮に、法案が通りまして24年度開学ができるようになりますと、途中で独法が解散して学校法人に全体を承継するということが生じますので、そのときにはそこで期間が切れるような手当を別途法律上で行うということで今考えているところでございますが、とりあえずこの時点での期間としては3年間を定めております。

内容でございますが、3ページ以降になります。まず、概略をかいつまんで御説明をいたします。研究開発活動につきましては、大学院大学で目指しておりますところにつなげていくということで、現時点からということで、融合的な領域における先端的、独創的な研究開発に重点を置くということ、これを継続していくということ言っております。

それから、研究の評価について、3つ目のポツでございますが、世界的な高いレベルに基準を置いた評価をする。単に普通の研究評価ではなくて、そういった高い評価をするということを目指して記

載いたしております。

それから、下の研究者の採用につきましては、引き続き大学院大学開学に向けてふさわしい人材を計画的に採用を進めていくということを記載しております。

それから、次の4ページの1つ目のところがございますが、外国人研究者の割合も高めていくということがございます。

それから、世界最高水準の大学院大学を開学するという使命を踏まえまして、こういった優れた研究者を確保するということから、そのやり方としては研究者の独創性・可能性に配慮した採用を行うための採用プロセスを構築するということを言っております。その際に、透明性・公平性に留意しつつ国際公募を行う。それから、これは既にワークショップ等によってネットワークを世界的に築いてきておりますので、こういったものを生かしてやっていくことを定めております。

それから、成果の普及、その活用ということでございます。成果の普及としては、論文投稿等を通じて実績を積み重ね、学術的な知名度の向上に努めること、知的財産についてもきちんと権利化を図って保護・活用を促進する、更に、適切な管理体制の整備に努める、産業界との有機的連携を図る、といったことを記載いたしております。

それから、5ページでございます。研究者の養成、その資質向上、研究者の交流という欄でございます。これは現目標では研究と養成を分けておりましたが、内容的には共通する部分がございますので、1つにまとめて示しております。特に要点を申し上げますと、1つ目のポツですが、21年度の新キャンパス一部供用開始がございますので、これを受けて内外の大学との連携制度の活用による大学院生の受入れ、これは質にも留意しつつではありますが、規模を拡大していくことというのを盛り込んでおります。

それから、ちょっと飛ばしますが、大学院大学の設置の準備について、これが今期間の非常に重要な目標となりますものですから、ここについて重点的に記載をいたしております。24年度までの開学を目指すという方針、これは昨年末の閣僚申合せ等に基づきまして、文科省の審査に1年かかりますので、22年度中、23年3月までに設置認可申請を行うということがございますので、これに向けて基本組織、収容定員、教員課程等々、設置に関しての事項について逐次準備をするという目標を立てております。

それから、当然大学開学に向けて必要なものとして研究者の適切な処遇、それから競争力のある人事・処遇制度の構築といったもの、それから研究環境や生活環境の整備を図るということ、それから実際に教員のテニユアとか定年の扱いといった人事制度といったもの、こういったものについて検討していくことにしております。

それから、効果的な広報・情報発信ということで、これまでは純粋に成果を普及するということで考えておりましたが、開学に向けて国民の広い支持を得ていくことを考えて、戦略的に広報していくようにということで、ここに記載をいたしております。

次の7ページでございます。業務の効率化に関する事項ということで、管理運営業務の効率化というところでございます。これは、もともと記載は余りなかったのですが、19年の年末の独法の整理・合理化計画、それからこれまでの機構の取組等を踏まえまして、大幅に内容を拡充いたしております。

まず、管理運営業務の効率化でございますが、これはこの大学院大学の開設に向けて、機構はもともと大きくなっていくことが想定される組織ではありますが、そういった中でも肥大化を避けるということから、管理部門職員の比率低減といったことを記載をいたしております。

それから、予算の適切かつ効率的執行。特にこれは評価委員会でも毎年度御指摘を受けている中身であります。決算情報・セグメント情報の公表の充実ということで、これまでも取り組んでおりますが、こういった目標を立てさせていただいております。

それから、3の入札・契約の適正化及び調達事務の効率化以降、これは各法人それぞれに指摘と共通に適用されるところでありますが、整理合理化計画に基づきまして、例えば原則としまして一般競争入札によることを徹底するといったことであるとか、次の8ページになりますが、給与水準の適正化を図っていく、資産の有効活用をする、それから効率的な事務事業の実施等々のこういった記載をいたしております。

給与水準の適正化につきましては、相当何年か前、ラスパイレス指数が高いということはありませんでしたが、適正化努力をして相当程度改善といえますか、適正な水準になってきているということが1点。もう一つ、必要な水準であるということもございますので、最近は特段の名指しの指摘というのは受けていないということを申し添えさせていただきます。ですので、こういったことについてきちんと公表していくという目標を立てさせていただいております。

それから、9ページに入ります。先ほどの続きにはなりますが、評価の仕組みをきちんとやっていくということ、それで自己点検・評価の結果については、業務の実施に適切に反映するという、こういったことを記載いたしております。

それから、財務内容の改善に関する事項でございます。これは、研究機関として現在ございますし、将来的には大学になっていくということもありますので、外部資金の獲得について努力をするということを念頭に置いて目標を設定しております。特に、組織として獲得し得る外部研究資金について、具体的かつ定量的な目標を設定した上で、その取組みを積極的に行うということをまず主に置きまして、それに加えて、研究者個人の研究活動として、いわゆる個人による競争的資金の申請を奨励する。更に、そういったことをきちんとやっていくために、サポート体制をきちんとつくっていくということを目指して記載をいたしております。

それから、10ページでございます。その他業務運営に関する重要事項ということで、施設・設備については、自然環境保全、ユニバーサルデザイン、こういったことを配慮するようということで記載しております。

それから、人事に関する事項としては、大学へ移行するということを考えまして、事務局体制をきちんと考えて、それに向けた計画的な職員の採用、適正配置を行うようにということで記載しております。

更に、事務局体制でございますが、一番下の3のところですが、世界最高水準の大学院大学を実現するために、経営面においても高い質を確保する必要があるということで、こういった事務局機能を念頭に置いて計画的に組織整備をすることということをいたしております。

それから、11ページでございますが、これは社会的責任を果たすための取組ということで、コンプラ

イアンスでありますとか、特に沖縄振興という観点もございますので、地域社会との連携といったこと、それから環境配慮、それから労働安全衛生等々を含めまして、職場環境の整備という観点で目標を記載をいたしております。

これにつきましては以上でございまして、続きまして、別紙の御説明をさせていただきます。

これにつきましては、開学時の姿ということで、遠い将来はともかくとしまして、開学時にどういった姿になるかということで記載をいたしております。これは青写真、閣僚申合せを踏まえて作っておりますが、機構の運営委員会というのがございまして、ここの運営委員会でもお示しをして、運営委員とも共通理解を得たものとして示しております。

この目的・使命としまして、まず世界最高水準を目指すような教育研究を行う、世界の科学技術の発展に資する、我が国の経済社会の発展にも資するという目的がございます。

名称等々はちょっと飛ばしまして、3の設置主体につきましては、私立学校法に基づく学校法人で設置するという。更に、法律を考えておりますが、この管理運営の仕組みについての特例、それから財政支援の特例を設けるということで、財政支援の話は後ほど記載をしておりますが、そういったことを考えております。

それから、管理運営の仕方でございますが、基本的考え方としては、私学制度に基づく学校法人であります。マネジメントについてはガバナンスとマネジメントを区別するという考え方に基づきまして考えております。

2ページ目に記載しておりますが、そういった意味で、理事会の特例、理事会の構成員である理事につきまして、世界最高水準を目指すために、科学者を複数含む、沖縄振興の有識者を含むといったこと。こういった方たちも入りますので、監督機能も発揮するために、大半をガバナンス側、大半を学外理事とする、こういったことを考えております。それから、理事会の議長を学外理事の中から選任する、こういったことを考えております。理事の選任の際には、主務大臣と意見交換をする、こういったことも挙げております。

それから、学長につきましては、経営、教学の両面のCEOとしての機能になるということで、国際的な学術界の中から選任するというで考えております。それから、副学長につきましては、特に財務運営とか、こういったことを担当するような者と教育研究の実務を担当する者等が必要になりますので、こういった副学長を置くということ、経営幹部として十分な知識・経験が求められるので、こういった方たちも置きましょうということを書いております。評議員会は、私学であれば普通に置かれるもの話に触れております。それから、監事は、国の財政支援がありますので、主務大臣認可ということが書いております。

それから、法人の経営として、開学時の規模は50人程度ということがございますので、外部資金の充実に戦略的に取り組むということと併せまして、国が財政支援をするということ。そして、これがありますので、国の財政支援に伴いまして積極的な情報提供、情報公開等も行うこと、そして透明性の確保、説明責任の確保、こういったことをやるということが書いてございます。

それから、沖縄振興的な観点がございますので、国と自治体との連携、継続的な意見交換を行う協議会をつくる、こういったようなことが念頭に置かれております。

それから、教学に関する事項としましては、教育研究活動については生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的な分野における活動で、教育課程は博士課程ということ、特定の国等の入学枠は設けません、そういったことを書いております。

組織については、統合的な教育研究を奨励するために、複数のコミッティを設置する、幾つかのコミッティにまたがって所属できる、こういったことを書いております。

それから、最後のページであります、真に国際的な教育研究環境を実現するために、英語で教育をする、それから、教員、学生は内外半々ということを目指す、それから世界的な連携を図っていくということを書いています。

それから、事務組織について、これからいろいろな戦略的な財務運営とかこういったものも含めて、こういった機能が必要であるということに記載しております。

こういった姿を目指してこの3年間事業をしてくださいということで、別紙を付けております。

なお、この中期目標の内容につきましては、一つにはこれからこれを踏まえてということになります、機構で策定する中期計画、それから毎年度の年度計画で具体化をしていくということがございます。

もう一つ、これは文部科学省と共管の部分がございまして、設置準備の部分は共管でございまして、その評価委員会につきましては13日に開催されて了承されたということ聞いております。

それから、総務省の政独委の方でも、勧告の方向性との整合性の観点から審議を行って了承されたという話を聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 では、平澤先生からも御発言いただきましょうか。

○平澤委員 今、御報告のように、関係したそれぞれの責任主体と申しましょうか、それが歯車がかみ合っただけでなく、うまく動くようになってきたと思います。具体的には、カウンスル、それから当然のことながら沖縄当事者としての機構、それから内閣府、この御努力がうまくかみ合ってきたというふうに思っております。

それで、私が危惧するのは、要するに世界最高レベルの大学院大学を新たにつくるということを実現するということでありまして、少し広げて考えてみますと、大学間の競争というのはグローバルに非常に熾烈になってきているわけですが、これは既存の大学ですが、これは新設の部分でどうかということになると、例えばシンガポールであるとか、最近では韓国が国際科学技術メルティングポットか何とかというような、そういう国を挙げて新しい世界レベルのものをつくろうという努力をしていて、どうもその取り組みをもう一方のベンチマークの基準にとりながら、それに負けないような努力というのを日本としても沖縄に注ぎ込んでいかないといけないのではないかと。これが基本的な認識であります。

委員会で議論いたしましたのは、大きくは2つのポイントがあって、1つは沖縄振興という観点、もう一つは今の世界レベルの大学院大学ということでありまして。それで、沖縄振興に関しては、単に美辞麗句を並べるのではなくて、沖縄振興のターゲットを具体的に見据えた上で、そこに至れるような、それを実現できるようなシナリオをちゃんとつくっていく、こういう地に足がついたような計画になってい

てくださいという点であります。

それから、大学院大学の話というのは、まず質を確保するために、これは様々な仕組みについて今御報告があったわけですが、その中で特に内部の研究者の質を確保するという。これは研究評価として非常に高いレベルでやる。これは幸い実現されていて、それなりの対応を研究者自身もしておられると思います。もう一つは、これから大学院大学に学生を募集していくわけですが、それに至るまでの間に連携大学院等の仕組みを使いながら、国内だけではなく、海外からも高度な院生を集めてきて、それで彼らが満足するような教育をしていくという仕組みを予備的に準備していかないといけない。こここのところいい評判をとらないと、やはり開学したときに質の高い学生が集まらないというようなことになってしまう。これは十分気をつけるようにということを言っております。

あとは、マネジメントにかかわるような話でありますけれども、今設置形態として私立大学という枠組みで、特例として国の補助ということがあり、その補助も普通でない形の補助、普通の大学よりはるかに厚い支援を受けるという形になるわけですが、世界全体に目を向けたときに、それだけでは十分ではないのではないかと。というのは、競争している各大学のサポート体制というのは、今シンガポールや韓国も含めてですが、もっと厚い体制があるので。ですから国はそれとして十分配慮されたとして、今度は当事者としての大学自身が、運営だけではなく財務的な面を強化していくような、そういう責任ある、ここでは副学長を置いて、最初から頼るだけではない、自分で道を開いていくような、そういう気概を持ってやっていただきたい、こんなふうに思っております。

大体以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。ちょっと私から最初に、振興局の方にお聞きするのか、今平澤先生からお話がありましたように、これを国立大学法人にしないで私立にしているということの意味ですけれども、仮に国立大学法人の一つにすると、その中でいろいろなことを配備しなければなりませんよね。だから、私立に置きつつ、特例の措置でここにお金が行くようにするというふうに理解していいのかと。

そうすると、今度は、今平澤先生のお話にありましたように、これほどの巨額なものを私立大学に流すというのは、私立大学のもともとの根幹に触れるのではないかと思うんですね。片一方で、国立大学法人にしないで、なおかつこれだけのお金を流すというのは、何か今の枠組みでどうして可能なのかと素朴な疑問ですけれども、それはどういうふうにお考えになったのでしょうか。

○清水沖繩振興局長 今回の構想につきましては、沖縄研究機構の運営委員会、運営委員の先生方がこれまで大学の運営の仕組みなどを御検討いただき青写真といった形で出てきますのは、一番のところは、大学の運営、教育研究の基本方針ですとか、予算とかそういったこともございますけれども、重要事項を決めるのは科学者の先生方も入った合議体で決めて、そこで最高方針を決め、具体的な学務の執行については学長、あるいは理事長が執行していくという、理事会中心の意思決定をし、それを学長がやるという仕組み。欧米の研究系の大学などではボードで決め、それをプレジデントが執行するという形、そういう形で内外から理事に集まっていただき、その下で自由な発想、融合的な研究というのを目指しておりますので、そういうことから知恵を集めていこうというのがまず基本の発想にありまして、そういう大学の運営方式を目指した場合に、我が国の大学法制では学校教育法上

の基本の枠組みとして大学の設置主体というのが決まっておりますけれども、国か、地方公共団体が、あるいは学校法人という形になっております。

そういう中で、国立の場合は国立大学法人ということでいろいろな自主性をするための措置もとられておりますが、最終的には文部科学大臣が学長を任命し、学内でいろいろ役員会の議を経るものもございしますが、最終的には学長が意思決定をする。そういった大学運営の基本の仕組みとなっております。そういったことを勘案しますと、学校法人での理事会中心の運営方式を生かしつつ、一方で御指摘のようにかなり高水準の財政支援を当面していかなければいけないということがございますので、その範囲内では必要な透明性、説明責任を確保するための手当をさせていただく。具体的には、事業計画の認可ですとか、監事についての認可の問題、そのほかいろいろ幾つか外部監査、財務諸表、こういった枠組みは、見てみますと、放送大学については放送大学学園ということで学校法人によりつつ、法律の手当によって、これは大学教育機会を確保するという大きな法律目的の下でそういった手当をしている例がございます。このほかにも幾つか国の施策による学校法人の例がございますけれども、そういったものを勘案して、学校の運営方式を中心に発想しながら必要な説明責任の手当をしていく。

ただ、学校法人に対する一般的な監督機能、国の関与の基本のメカニズムについては基本的には尊重し、手を入れないでさせていただいているという状況でございます。

○大森委員長 そうですか。ほかの先生方から何か御質問等はございますでしょうか。

○外園委員 私立大学とした場合、経営の母体というか、主体というのはどのように考えているんですか。

○清水沖繩振興局長 経営の主体というのは学校法人となりますので、この理事会の下で理事長、学長が執行していくこととなりますが、当面は先行的に準備をしております独立行政法人から業務、資産を引き継いでいくことで、今法律の準備をさせていただいております。

ただ、先ほどもございましたように、中身は自然科学の研究をやっていただくので、具体的な研究教育活動を通じて、特に競争的資金、外部的資金などを積極的にやる必要もあるかと思えます。それから、これは基礎研究が中心ですので、ある程度研究成果が出てくれば、例えば知的財産権みたいなものも視野に入れながら、自主的な財政基盤の強化に努めていただく必要があると考えております。

○城沖繩振興局事業振興室長 ちょっと補足をいたします。今考えておりますのは、今の独立行政法人は大学をつくったら廃止をしますが、その前に文科省の認可を取りまして、学校法人を別途設立いたします。この沖繩大学院大学のための学校法人が、普通の学校法人の設立手続に則って、放送大学のように一つ主体を学校法人でつくります。そして、そこがこの大学院大学を設置するという事で大学設置認可を取る。それに今つくっている独法の方でやっている学校の校舎であるとか、そういった設備とか、機械であるとか、こういったものを移管する。それで、職員もそこに基本的には移管をする。こんな形で始まる学校法人を用意するつもりでおります。

○大森委員長 どうぞ。

○平澤委員 今、両先生の御質問は非常にポイントを突いている点ではないかなと私は思っているんですけれども、私なりに考えているのは、これは沖繩振興という枠組みの中で始まった事業であるの

で、ですから、他の地域とは違ういろいろな意味を持っている沖縄振興というものに資する大学として国は支援するというのが一方であって、言わば通常の国立大学法人とは違う枠組みに位置づけられ、それなりの処遇を受けてやる。そういう特殊性を踏まえているわけですが、もう一方で、やはり私立大学として運営していくというときには、これは多くの私立大学が単にボードを持っていますという話だけではなくて、その背後にそれを支える様々な仕組みがあるわけですね。ここの部分をつくっていかないといけない。当面は国が支えるとしても、これは大学が独自に築いていかないといけないものになってくるだろう。そのような点を私としては懸念しながら、うまくボードを支える基盤的な仕組み、少なくとも財政的につくり上げていけるというような仕組みを最初から持っていないと、私立大学としても機能しなくなるというように恐れているわけです。

バックを持っている理事会と、そうでないサラリーマン的な理事会と、非常に私立大学のパフォーマンスが変わってしまう実態を見ていると、やはり本気になってサポートするような仕組みを国以外にだんだん肩代わりしていけるようなものをつくっていくということが重要であるというふうに思っているわけです。

○大森委員長 なるほど。ほかに何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、私どもといたしましては、この中期目標案をお認めして、これに基づいて具体的な計画を定め、評価をしていただくというふうにさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、以上といたします。ありがとうございました。バックマンさん、ありがとうございました。これで終わりにいたします。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

○大森委員長 それでは、次に前回以降の動きにつきまして、特に政独委の方でいろいろ御意見がございましたので、それ等につきまして御報告をいただきます。では、事務局から。

○市川政策評価広報課長 資料8から 10 です。それが総務省の政独委、政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見です。

○大森委員長 その前に済みません、外園先生がお見えくださっているのですが、恐縮ですが、外園先生に委員長代理をお願いしたいと思っておりますので、よろしゅうございましょうか。

○外園委員 はい。

○大森委員長 それではよろしく申し上げます。どうぞ、お一言。

○外園委員 私、去年の夏から病気を患いまして、それで公立公文書館の分科会長も今回辞めさせていただいた。それで、今日出席ではないですが、分科会長を御厨委員にお願いしましたので、この機会に委員長代理も御厨委員にお願いしたい。一昨日も今日も病院から通っているという状況です。

○市川政策評価広報課長 御厨先生は今日いらっしゃっていませんので、次回、すぐ3月に開かれますので、またそのときに。

○大森委員長 それでは、外園先生と御厨先生の方で事務局を含めて御相談していただいて、改めてお諮り申し上げるということによろしゅうございましょうか。

○市川評価政策広報課長 はい。

○大森委員長 それでは、そういうふうにさせていただければと思います。

それでは、引き続き説明をお願いします。

○市川政策評価広報課長 わかりました。こちらの方で資料7として政独委からの意見の概要をまとめておりますので、その資料が2枚ばかりになっておりますけれども、こちらの方で説明させていただきます。

2次意見でございますけれども、内容は違いますけれども、各省の独立行政法人にも出されております。全府省の様子を横並びで見て、平均的なところからのずれとか、よい例とか、悪い例、こういったものを紹介する意見が各省に出された共通ものではないかと思えます。こうした意見も踏まえまして、夏に評価をお願いするということになるわけでございます。

具体的な意見でございますが、1ページの真ん中から4つございますけれども、所管法人共通意見でございます。まず評価の基準の明確化、i、ii、iii、ivとありますけれども、まず1番目に評定単位が詳細なもの・概括的なものが混在、2番目に各業務のウエイトのつけ方が不統一、3番目に進捗が法人の努力によるものか、外的によるものかがあいまいである、ivとして「おおむね」といった多義的な用語が使われているけれども、その意味が不明確であるということ。

それから、次は保有資産でございますけれども、各府省の独立行政法人評価委員会の中には、資産とか、いろいろ指摘をされているんですが、内閣府の4つの独立行政法人について、後で御紹介いたしますけれども、個別に保有資産について意見というのはございませんので、省略させていただきます。

次の2ページ目でございますけれども、次は官民競争入札でございますが、これも内閣府の各独立行政法人については個別に意見というものはございませんので、省略させていただきます。

次の内部統制、コンプライアンス体制の整備ですが、整備状況の評価だけにとどまらず、マニュアルの策定ですとか、研修の実施、内部監査、こういったことも評価されているところもあるということで、今後の評価に当たってはこういう取り組みも参考にさせていただきたいということで、後で御紹介いたしますけれども、国民生活センター、北対協、こちらの方についてはコンプライアンス整備の個別の意見がございます。

それから、給与水準及び総人件費改革でございますけれども、国家公務員と比べて給与水準が高い法人、これは国民生活センターが該当しておりますので、それに対しては①にありますように、国民に対して納得の得られるようなものになっているか、2番目として、給与水準自体が社会的な理解が得られるものになっているかという観点から検証を行って評価をしてください。

それから、次の段落で総人件費改革、これは4法人に共通に当てはまります。これについては、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を明らかにした上で促せということでございます。

それから、次の2ページの(2)から個別の意見でございますけれども、国立公文書館はございませんで、国民生活センターについては、①で内部統制について、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていないので、評価を行うべきではないか。それから、②で給与水準が国家公務員の水準を119.2と上回っているということで、3ページに移っていただきまして、法人の説明に対する委員会

の認識が評価結果において示されていないということで、その結果を検証して評価していただきたいということであります。

それから、次が北方領土問題対策協会でございますけれども、これも内部統制についてコンプライアンス体制の整備状況等について言及されていないということで、この評価についても言及すべきであると。

それから、沖縄機構につきましては、19年度の評価結果について、線が引いてありますように、予算の繰越と施設整備の進捗との関連性について評価結果において言及されていないことから、その設定理由がわかりにくい、A評定の理由がわかりにくいということで、より厳格な評価を行うとともに、評定理由をよりわかりやすく説明すべきではないかというものでございます。

なお、今回は契約の適正化について、特に別立てで意見が来ていまして、それが別の資料になっているんですが、契約について、まず最初契約に係る規定類に関する評価結果で、3法人とありますけれども、これは国立公文書館、北対協、沖縄機構が当てはまるんですが、国の契約の基準と異なる規定が設けられて、基準がちょっと違っていたり、額が違っていたりとか、そういった問題ですけれども、このような規定が設けられていることの適切性について言及されていないということが第1点目です。

それから、随意契約見直し計画について、北対協について、競争性のない随意契約の金額が19年度で増加しているにもかかわらず、その原因等の検証が評価されていないということ。

それから、次に個々の契約の合規性等に関する評価結果で、沖縄機構について一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過している。要するに、札を入れた会社が1つしかないという数が非常に多いのですが、次のページに移っていただきまして、こういった1者応札率が高い法人については、競争性・透明性の確保の理由等の説明を踏まえた検証が必要であろうということでありまして、それについて評価がされていないという指摘があります。

最後に、19年度に終了しまして、国民生活センター及び北対協については、中期の評価を行っていただきましたけれども、それに沿って的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい、こういう指摘をいただいております。

以上でございます。

○大森委員長 各分科会、各委員の先生方には、今のような御指摘を受けまして、従来もやってきたんですけれども、より厳正な評価をお願い申し上げたいということでございます。よろしく願いいたします。

今後の日程について。

○市川政策評価広報課長 資料 11、1枚の縦長の紙をご覧くださいと思います。まず、一番左側の今後の3月の評価委員会の予定でございますけれども、3月5日木曜日 13時30分から開催が予定されておまして、これは今日沖縄機構につきまして目標を御説明いたしましたけれども、次はこれを具体化するための新中期計画の案をお示します。それから、国民生活センター及び北対協の中期計画等、これは若干補正予算との関係で変更が必要になっておりますので、御審議をお願いしたいと考えております。

それから、8月になりまして、今度はまた各法人の20年度の業務実績評価について開催していただくということで、これもまた御担当の分科会長から評価結果の御報告をいただければと思います。それから、沖縄機構についてはこの3月で中期目標期間が終わりますので、その中期目標期間の業務実績評価。また、公文書館については、これは来年の3月に期間が終了しますので、その中期目標期間中の仮評価を行っていただいて、それを先ほど御説明いたしましたように、それを基に予算概算要求のプロセスに入っていくって、今度はまた来年の3月に、今回の沖縄機構と同じように、新たな中期目標、中期計画について御意見をいただく。こういう予定でございます。

それから、各法人の業務実績評価などのために、各分科会におきまして7月から8月にかけて、まずヒアリングのために1回、評価の決定のために1回、合わせて2回分科会を開催していただきたいと考えております。それで、夏の評価委員会の日程調整については、次回の3月5日の評価委員会の際に改めてお願いしたいと考えております。

今後の予定につきましては、以上でございます。

○大森委員長 今御報告等がありましたけれども、何か御質問等はございますでしょうか。3年の間に全体の枠組みが変わるでしょうか。我々の役目は終わるでしょうか。

○市川政策評価広報課長 御指摘の点は、現在、独立行政法人通則法の改正案が出されていて、その案の中で、各省に置かれている独立行政法人委員会は総務省の下に統一するという法案が閣議決定されて出されているんですが、まだ審議入りしていないという状態でございます。民主党がマニフェストなり何なりで言われているところを見ますと、独立行政法人をそもそも廃止せよというような御意見でございますので、今後国会の方でどういう御審議になるかというのは私どもでもまだ何とも申し上げられないと。

○大森委員長 内閣府はみんな廃止することに賛成しますからよろしいですけども、ほかが本当にそうなるかどうかということになる。そんなラジカルな案なのですか。ということは、国の方へ戻せということになる。

○市川政策評価広報課長 戻してどうするかということは、報道で見る限り、文書で見る限りは特になくて。

○大森委員長 廃止したら失業者をいっぱい生むんだよね。国に戻さない限りね。

○市川政策評価広報課長 はい。

○大森委員長 どうする気にいるんだろうね。

○市川政策評価広報課長 私どもでは何とも。

○大森委員長 そうすると、民主党に政権が動いた途端におおわらわになるね。廃止だと。

○市川政策評価広報課長 すべて廃止するという表現ではございました。

○大森委員長 そうですか。今日は想像するのをやめましょう。ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。引き続き御面倒をかけますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、本日は以上でございます。ありがとうございました。